

川崎市母子父子寡婦福祉資金償還指導員設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づく母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者に対し償還指導、相談、助言等をする非常勤母子父子寡婦福祉資金償還指導員(以下「指導員」という。)を設置するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(身 分)

第2条 指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

(職 務)

第3条 指導員は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」(昭和39年政令第224号)、「川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」(昭和47年川崎市規則第63号)等に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者への償還指導
- (2) 母子父子寡婦福祉資金の債権管理
- (3) 母子父子寡婦福祉資金の相談・助言・指導等
- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法その他関係法令に関わる業務

(設 置)

第4条 指導員は、こども未来局こども支援部こども家庭課に設置する。

(定 数)

第5条 指導員の定数は、4名とする。

(任用条件)

第6条 指導員は、次の各号の要件に該当する者とする。

- (1) 人格高潔で社会的信望があり、かつ、業務を行うに必要な熱意と識見を

有する者

(2) 心身ともに健康である者

(任用)

第7条 指導員は、こども未来局こども支援部長が選考し、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 指導員の任用の期間は、原則として1年以内とする。

第7条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）の適用を受ける職員で、平成3年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者（以下「定年等退職者」という。）については、この限りでない。

(任用の更新)

第8条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である指導員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。ただし、定年等退職者については、満65歳に達した日以後における更新はできない。

2 前項の場合において、更新回数が上限に達した指導員について、第7条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

3 定年等退職者については、市長が特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了した指導員の任用期間を更新することができる。

(任用条件の明示)

第9条 指導員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(身分証明書)

第10条 指導員は、その身分を明確にし、職務の適正な執行を図るため、常に身分証明書を携帯しなければならない。

2 身分証明書の様式は、別途定めるところによる。

(退職)

第11条 指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第12条 指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第13条 指導員の勤務日は、月曜日から金曜日までの週5日とし、勤務時間は午前8時30分から午後3時15分まで、又は午前10時30分から午後5時15分まで、60分の休憩時間を勤務時間の間に置くものとし、1週間あたりの勤務時間数は28時間45分とする。

2 業務上必要が生じた場合において、総務企画局長と協議の上、前項の勤務時間を1週28時間45分の範囲内で変更することができる。ただし、1日の勤務時間は7時間45分を超えない範囲内で定めることとする。

3 指導員の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（年次有給休暇）

第14条 指導員に対して、別表第1に掲げる年次有給休暇を原則として1日を単位に付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で採用された指導員については、その会計年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第8条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第15条 指導員に対して、年次有給休暇のほか、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第16条 指導員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第17条 市長は、指導員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報 酬)

第18条 指導員には、第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

(1) 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

(2) 第2種報酬の額は、指導員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

2 第1種報酬及び第2種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

3 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第19条 指導員が、月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第21条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬額から減額する。

2 指導員が、月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、第21条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第20条 指導員が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第21条 指導員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、第1種報酬月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第22条 指導員がその職務のために出張するときは、条例第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服 務)

第23条 指導員は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 指導員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(2) 指導員は、その職の信用を傷つけ又は川崎市職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 こども未来局こども支援部こども家庭課長は、指導員について、その出勤状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要

な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

- 3 こども未来局こども支援部長は、指導員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は直ちに総務企画局長人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第24条 指導員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115条）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第25条 指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

- 2 指導員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第26条 指導員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第27条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第28条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、改正後の要綱第 7 条の 2 及び第 8 条の規定は、同年 4 月 1 日以降を任用の期間とする任用から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 1 月 1 日前に改正前の要綱第 7 条第 1 項の規定により選考された指導員については、改正後の要綱第 7 条の 2 の規定による公募を行って選考されたものとみなす。

別表第 1 (第 14 条関係)

| 1 週間の勤務日数 | 勤務年数ごとの休暇日数 | | | | |
|-----------|-------------|------|------|------|------|
| | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 |
| 5 日 | 10 日 | 11 日 | 12 日 | 14 日 | 16 日 |
| | 18 日 | 20 日 | 20 日 | 20 日 | 20 日 |

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた指導員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第 2（第 1 4 条関係）

| | | | | | | | |
|-------------------|---|------|------|------|------|------|----------------|
| 1 週間 の勤務 日数 | 任用期間（1 箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てる ものとする。）ごとの休暇日数 | | | | | | |
| | 1 箇月 | 2 箇月 | 3 箇月 | 4 箇月 | 5 箇月 | 6 箇月 | 6 箇月を超 える期間 |
| 5 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 4 日 | 5 日 | 1 0 日 |

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第 1 に規定する勤務年数ごとの休
暇日数を付与することができる。